

基安労発 0622 第 1 号
令和 3 年 6 月 22 日

独立行政法人労働者健康安全機構 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

外国人労働者に対する健康診断問診票の周知（依頼）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

高度外国人材や、技能実習生の受入れ促進等により、日本国内で就労する外国人労働者は年々増加する傾向にあります。しかし、外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が大きく異なる場合もあります。外国人労働者が安心して働くためには、労働安全衛生法に基づく健康確保措置等の実施にあたり、母国語等を用いる等、外国人労働者が内容を正しく理解することが重要です。

厚生労働省においては、今後も増加が見込まれる外国人労働者に対する一般定期健康診断が適切に実施されるよう、健診項目のうち会話や文章等で実施される問診について、外国人労働者が内容を正しく理解できるよう 13 言語（※1）に翻訳した問診票を作成し、厚生労働省ホームページ（※2）に公開しました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体・企業に対して周知いただくとともに、当該問診票を活用する等、一般定期健康診断を受診する外国人労働者が問診の内容を正しく理解し、一般定期健康診断が適切に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

（※1）

英語、中国語（北京語）、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

（※2）

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html